

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		除却の必要性に係る認定
根拠法令及び条項		マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	解釈文書等 除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和3年国土交通省告示第1522号、最終改正令和8年2月2日）
	設定等年月日	令和8年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないため）
	設定等年月日	令和8年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）